

令和6年8月6日

報道関係者 各位

令和6年度島原市優秀工事表彰式について

標記の件について、下記のとおり表彰式を開催しますのでお知らせします。

記

1. 日 時 令和6年8月21日（水） 午前10時00分
2. 場 所 本庁舎2階2A会議室
3. 被表彰者 当日、発表いたします
※当日、資料の配布を予定しております
4. 概 要
島原市優秀工事表彰：島原市が発注した建設工事のうち、優秀な成績と認められる工事を施工した業者及び工事を担当した現場技術者を表彰するもの
5. 参考資料 島原市優秀工事表彰要綱（別添）
6. その他 島原市優秀工事表彰は、令和6年度から初めての実施となります
今回は、令和5年度に完成した工事93件のうち、2件を表彰します

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



担当：島原市契約管財課 契約検査班
担当 内村
電話：直通 0957-62-8024
E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp



島原市優秀工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島原市が発注した建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「工事」という。)のうち、他の模範となる優れた工事を施工した業者及び工事を担当した現場技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者という。)を表彰することにより、適正な施工の確保と市内建設業の技術力の向上を図るとともに、良質な社会資本を確保し、広く市民に公共事業及び建設業の社会的役割について知らしめ、理解を深めてもらうことを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、優秀な成績と認められる工事(以下「優秀工事」という。)を施工した業者及び工事を担当した現場技術者を表彰するものとする。

- 2 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。
- 3 表彰の件数は、1年度につき2件以内とする。
- 4 年度内において1業者につき1工事に限り表彰するものとする。

(対象工事)

第3条 表彰対象工事は、表彰の前年度に完成した工事のうち、島原市建設工事成績評定要領(以下「成績評定要領」という。)に基づく評価を受けたものとする。

(表彰基準)

第4条 優秀工事表彰基準は、前条に定める表彰対象工事のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 島原市内に本社を有する建設業者が施工した工事(対象となる工事の受注者が特定建設工事共同企業体である場合、島原市内に本社を有する者が代表構成員である場合に限る。)
- (2) 成績評定要領に基づき評定した工事成績が75点以上である工事
- (3) 施工及び現場管理等において、次のいずれかに該当し、工事主管課長が推薦する工事
 - ア 施工計画、品質、出来形管理等の施工技術が特に優れている工事
 - イ 安全管理、現場管理、労務管理等が特に優れている工事
 - ウ 工事施工に係る工期、施工条件等の困難性を克服した工事
 - エ 積極的かつ協調的に地元等との調整を行い、円滑な工事の遂行に努めた工事
 - オ 施工・品質・安全管理・施工管理等において、創意工夫に努めた工事
 - カ 施工・現場管理において、建設リサイクルへの取組、環境物品等の調達に積極的に取り組んだ工事
 - キ その他表彰するに値すると認められる工事

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する業者が施工した工事は、表彰しないものとする。

- (1) 表彰を受ける年度の前年度から表彰の前日までに、建設業法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令に違反し行政処分を受けた業者
- (2) 表彰を受ける年度の前年度から表彰の前日までに、島原市入札参加資格者指名停止の措置基準（以下「措置基準」という。）により本市の指名停止を受けた業者
- (3) 表彰を受ける年度の前年度から表彰の前日までの表彰対象工事において、65点未満の工事成績評定点を受けた業者
- (4) その他表彰するにふさわしくない行為を行った業者

（工事主管課長の推薦）

第5条 工事主管課長は、前年度完成工事のうち表彰するに値すると認めるものがある場合は、次条の島原市優秀工事表彰選考委員会の委員長が指定する日までに、島原市優秀工事表彰推薦書（様式第1号）を総務部契約管財課長に提出するものとする。

（選考委員会）

第6条 優秀工事について審査し、調整を図るため、島原市優秀工事表彰選考委員会（以下委員会という。）を置く。

- 2 委員会は、優秀工事を選考するとともに、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、委員をもって組織し、委員は別表第1に定める職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、副市長の職にある者を置く。
- 5 委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 委員長は必要があると認める場合は、工事主管課長等に会議への出席を求め、又は推薦書等の内容について説明を求めることができる。

（優秀工事の決定）

第7条 市長は、前条第2項の報告に基づき、優秀工事を決定する。

（表彰の通知）

第8条 市長は、優秀工事を決定したときは、島原市優秀工事表彰決定通知書（様式第2号）により、優秀工事を施工した業者又は特定建設工事共同企業体の代表構成員に通知するものとする。

（表彰の取消）

第9条 表彰を受けた業者が表彰を受けた年度内に、措置基準に該当する行為、その他表彰

が不相当と判断される行為を行った場合は、市長は表彰を取り消すことができる。この場合において、市長は表彰を取り消すときは、島原市優秀工事表彰取消通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

委員長	副市長
委員	市長公室長、総務部長、農林水産部長、建設部長、教育次長、水道課長

(様式1)

島 原 市 優 秀 工 事 表 彰 推 薦 書

工 事 名	
工 事 場 所	島原市
工 事 概 要	
工 期	自： 年 月 日 至： 年 月 日
契 約 金 額	
請 負 業 者	
現 場 技 術 者	
工 事 成 績 評 定 点	
推 薦 理 由	

作成上の注意

- 1 工事概要及び推薦理由は、できるだけ詳しく記述すること。
- 2 次の資料を添付すること
 - (1) (別添1) 工事完成写真 1部
 - (2) その他必要があれば推薦理由を説明するための補足資料 1部

(別添1)

工 事 完 成 写 真

(工事場所)

(工事写真)

※工事場所がわかる地図を貼り付けること。

※工事写真は全景及び施工状況が確認できるものを各1部貼り付けること。

(様式2)

第 号
年 月 日

様

島原市長



島原市優秀工事表彰決定通知書

島原市優秀工事表彰要綱第8条に基づき、下記の工事を 年度の優秀工事として表彰しますので、通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	島原市
工 事 概 要	
工 期	自： 年 月 日 至： 年 月 日
契 約 金 額	
請 負 業 者	
現 場 技 術 者	
工 事 成 績 評 定 点	
表 彰 理 由	

(様式3)

第 号
年 月 日

様

島原市長



島原市優秀工事表彰取消通知書

島原市優秀工事表彰要綱第9条に基づき、 年度の優秀工事とした下記の工事の
表彰を取り消します。通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	島原市
工 事 概 要	
工 期	自： 年 月 日 至： 年 月 日
契 約 金 額	
請 負 業 者	
現 場 技 術 者	
工 事 成 績 評 定 点	
取 消 理 由	